

鈴鹿市公告第2号

森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、經營管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年1月13日

鈴鹿市長　末松則子

記

1 經營管理権集積計画の対象森林

整理番号	森林の所在	地番	面積(ha)	經營管理権の存続期間 (終期)	備考
集7-2	大久保町字小杉	2482	0.53	15年 (2041.3.31)	
集7-3	大久保町字永谷	2452	0.47	15年 (2041.3.31)	
集7-4	大久保町字沢山	48	0.51	15年 (2041.3.31)	
集7-5	大久保町字小杉	2480-1	0.43	15年 (2041.3.31)	
	大久保町字小杉	2481			
	大久保町字小杉	2481-1			
集7-6	大久保町字小杉	2478	1.12	15年 (2041.3.31)	
	大久保町字小杉	2478-1			
	大久保町字小杉	2479			
集7-7	大久保町字若林	2386-1	0.90	15年 (2041.3.31)	

集 7-8	鈴鹿市大久保町 字永谷	2432	0.43	15 年 (2041. 3. 31)	
集 7-9	鈴鹿市大久保町 字一之井	21	0.17	15 年 (2041. 3. 31)	
集 7-10	鈴鹿市大久保町 字一之井	20	0.19	15 年 (2041. 3. 31)	

2 縦覧場所

鈴鹿市産業振興部農林水産課

鈴鹿市ホームページ (<https://www.city.suzuka.lg.jp/>)

3 権利の設定

本公告により、鈴鹿市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上